

相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例を廃止する条例

相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例(平成4年12月制定)は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。